

第 7 3 4 回教育委員会会議録	
平成 2 5 年 7 月 2 5 日、御殿場市教育委員会 7 月定例会を御殿場市立原里小学校会議室に招集する。	
1. 出席した委員	
1 番委員 嶋 田 征 子	2 番委員 岩 瀬 こずえ
3 番委員 小見山 司 朗	4 番委員 稲 葉 宏 道
5 番委員 勝 又 将 雄	
2. 番外に出席した者	
教育部長	教育総務課長
教育総務課技監	学校教育課長
社会教育課長	学校教育課副参事
学校教育課副主事	
教育委員会事務局職員	教育総務課副参事
	教育総務課主幹
教育委員長	ご苦労さまでございます。本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
開 会 午後 2 時 5 8 分	
教育委員長	本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 3 番小見山委員と 5 番勝又委員にお願いいたします。 次に会期であります、本日 1 日間といたします。
教育委員長	なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしく願います。 初めに当局から一言願います。
教育部長	本日は午後の早い時間から視察にお疲れ様です。今回は場所を変えての教育委員会でよろしく願います。件目をいくつか出させていただきますので、ご審議をよろしく願います。
教育委員長	それでは、議事に入ります。それでは最初に御教議第 3 0 号「平成 2 5 年度御殿場市教育委員会自己点検・評価について」を議

	題といたします。
教育総務課長	では、第 30 条議案について説明させていただきます。はじめに議案の朗読をいたします。議案書の 2 ページをお願いします。 (議案書朗読) 先月の定例教育委員会の後の協議会で、平成 24 年度の教育委員会に関する事務について委員の皆様にご自己点検及び評価をしていただきましたが、これに基づき、去る 7 月 3 日に平成 25 年度御殿場市教育委員会管理及び執行状況に関する懇話会を開催し、懇話会の委員の皆様からご意見を伺いました。 その内容につきましては、御教議第 30 号資料の 14 ページ、15 ページにまとめさせていただきました。 次に、資料の 16 ページをお開きください。 今回の自己点検・評価の総合評価について、次のとおりまとめましたので朗読させていただきます。 (16 ページを朗読) 以上で御教議第 30 号の説明を終わります。
教育委員長	ただ今、御協議第 30 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	大項目の 1 の傍聴についてですが、例えば議事の内容を事前に公表して関心のあるものを聞いてもらう等できませんか。
教育総務課長	今は告示で定例教育委員会を開催するという内容を各支所に掲示し、また、無線放送をしています。今後、内容を公表するか検討させていただきます。
教育委員長	内容を見て、行きたいという方がいれば、傍聴人も増えるかもしれないですね。
教育委員長	14 ページの市長との懇話会の中で、本音の意見交換とはどういうことですか。
教育総務課長	懇話会委員の意見は、情報交換の場ではなく、本音の意見交換になっているかということでもあります。
教育委員長	市長との意見交換会は、委員がもっと意見交換しなければならない。雑談ではなく規則に則って話すということですか。
教育委員	何年か前に予算面については、話さないでくれと言われたことがあります。
教育委員	教育長を飛び越えて市長に直接予算の話をして良いということですね。
教育委員長	今後は内容を検討しなければいけないということですね。
教育総務課長	今後のことについては、教育委員と事務局で検討したいと思います。

教育部長	市長との意見交換会に対する先日の懇話会の委員の意見は、教育委員会にもっと予算を回してもらいたいというのが意図だと思います。教育は大事なものだから、もっと市長に要求しなさいということだと思います。懇話会委員は、教育部門の優先順位が低いと感じているようです。
教育委員長	内容がわかりました。
教育委員長	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第 30 号「御殿場市教育委員会自己点検・評価について」は、原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に御教議第 31 号「御殿場市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
教育総務課長	御教議第 31 号及び御教議第 32 号につきましては、提案の趣旨が共通ですので、初めに趣旨を説明させていただきます。 国は、幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園及び私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、就園奨励事業を実施している市町村に対し、幼稚園就園奨励費補助金を交付していますが、このたび本年度の補助限度額が決定したことにより、国の基準に合わせて公立幼稚園の授業料の減額と私立幼稚園の授業料の補助額をそれぞれ変更するものです。 それでは、御協議第 31 号について説明いたします。議案書の 3 ページをお願いします。 (議案書朗読) 説明は、新旧対照表で行います。御教議第 31 号資料の 1 ページをお開きください。 別表第 1 につきましては、園児に小学校 1 年から 3 年生までの兄及び姉のいずれもない場合と、同一世帯で園児が 3 人以上就園している場合の授業料の減額の基準です。 表の左側の所得階層区分中、上段の当該年度の市民税の所得割額が非課税となる世帯のみが、国の補助対象で、2 段目、3 段目は、市独自に減額の対象としている世帯ですが、今回の補助限度額の変更により、同一世帯から 3 人以上就園している場合は、市民税の所得割が課税されている世帯についても国の補助対象となったため、授業料の減額の基準を国の補助基準に合わせて所得割額にかかわらず一律 79,000 円に引き上げるものです。 なお、別表第 2 は小学校 1 年生から 3 年生までの兄又は姉がい

	る場合の減額の基準で、今回の改正では直接変更はありませんが、参考までに記載させていただきました。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成25年4月1日から適用するというものです。
教育委員長	ただ今、御協議第31号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第31号「御殿場市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第32号「御殿場市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題いたします。
教育総務課長	次に、御教議第32号について説明させていただきます。議案書5ページをお願いします。 (議案書朗読) 説明は、新旧対照表で行います。同じ資料の4ページをお開きください。 第2条は、この要綱に関する用語の定義ですが、ここに新たに第3号として第1基準額、第4号として第2基準額の定義を加えるものです。 具体的な内容ですが、平成22年度の税制改正により個人住民税の年少扶養控除が廃止されたことに伴い、個人住民税の税額と連動している幼稚園就園奨励費補助金事業における所得階層区分の判定に影響が出ないように、昨年度文科省の指導のもとに所得階層区分の市民税額を変更しましたが、今回は子どもの人数により所得階層区分の市民税額を変えるというもので、この第1基準額、第2基準額という用語は、別表第1、別表第2の外、様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号で使用しております。 次に、別表第1の改正ですが、今回の改正は、「所得階層区分の変更」、「補助単価の引上げ」、「多子世帯の負担軽減の拡充」の3点となります。 このうち「所得階層区分の変更」につきましては、第2条で新

	たに用語の定義に加えたとおり、子どもの人数により所得階層区分の基準となる市民税額を変更するようにするもので、「多子世帯の負担軽減」は、従来は市民税の所得割額が211,200円を超える世帯については、市の単独補助世帯でしたが、同一世帯から3人以上就園している場合は、所得割の額にかかわらず国の補助対象となったため、国の補助基準に合わせて79,000円から308,000円に大幅に増額するものです。 別表第2につきましては、別表第1と同様に「所得階層区分の変更」と「補助単価の引上げ」を行うものです。 また、別表の所得階層区分の変更に合わせて、様式の第1号、第2号、第5号、第6号の「77,100円」を「第1基準額」に、「211,200円」を「第2基準額」にそれぞれ改正するものです。 附則といたしまして、この告示は、公示の日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年4月1日から適用するというものです。
教育委員長	ただ今、御協議第32号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第32号「御殿場市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第33号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
教育総務課長	次に御教議第33号について説明させていただきます。議案書9ページをお願いします。 (議案書朗読) 今回の規則の改正は、御殿場市立幼稚園のうち3園の定員を改正するものです。 新旧対照表で説明いたしますので、資料の7ページをお開きください。 現在の御殿場市立幼稚園の定員は、左側のとおりとなっています。 今回改正を行うのは、御殿場幼稚園、竈幼稚園、原里西幼稚園の3園で、このうち原里西幼稚園は、3歳児保育導入により不足を生じた保育室を本年度増設するため、来年4月から定員を20

	人増員するものです。また、御殿場幼稚園と竈幼稚園については、現状の定員と規則の定員に差異があるため、合わせて改正を行うものです。
教育委員長	ただ今、御協議第３２号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第３３号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第３４号「平成２５年度特別支援教育就学奨励費について」を議題とします。 本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第３４号につきまして、内容説明をいたします。 お手元の平成２５年７月定例会議案書、１１ページをお開き願います。 最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読) 今回、特別支援教育就学奨励費の認定をお願いするのは、市内小中学校の特別支援学級に通う児童生徒９３人です。 この特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に通う児童生徒の保護者の負担を軽減するため、国と市がその経費の一部を補助するものです。 認定基準は、世帯の所得を需要額で割った数値が２．５倍未満のものが対象です。ちなみに生活保護の基準は１，５倍未満です。 認定につきましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づいておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。 なお、詳細につきましては、担当者から説明させますので、よろしく願います。
学校教育課主事	ご審議をお願いさせていただく前に資料を配布させていただきたく思いますが、よろしいでしょうか。 (よろしいとの声あり)

	ありがとうございます。 (資料配布) 資料については、1・2ページが対象者名簿、3・4ページが学校別学年別の認定区分内訳、5～9ページが付属資料、10ページ以降が各世帯の調書となっております。それでは、平成25年度特別支援教育就学奨励費について、内容説明をさせていただきます。今回認定をお願いいたしますのは、市内小中学校の特別支援学級に在籍するすべての児童生徒です。対象人数は毎年増加しており、平成25年度につきましては、24年度から3人増となる93人(小学校70人・中学校23人)です。認定については、世帯の所得額を需要額で割った倍率が2.5倍未満の場合区分Ⅱとなり支給対象。2.5倍以上の場合区分Ⅲとなり支給対象外となります。ちなみに、ここでいう需要額とは、資料8・9ページの保護基準額を各世帯の構成に当てはめたものの合計額です。10ページからの調書に各世帯の所得額・需要額・倍率・認定区分を記載してあります。認定者の内訳は区分Ⅱ(支給対象者)が62人、区分Ⅲ(支給対象外)が18人(準要保護世帯13人含む)、辞退者が13人となっております。支給対象となった区分Ⅱの方に対しては、年3回に分けて支給をおこなう予定です。 以上で内容説明を終了いたします。 よろしく、ご審議のほどお願いいたします。
教育委員長	ただ今、御協議第34号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第34号「平成25年度特別支援教育就学奨励費について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第35号「平成25年度就学援助について」を議題といたします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第35号につきまして、内容説明をいたします。 お手元の平成25年7月定例会議案書、12ページをお開き願います。 最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読) 今回、認定のご審議をお願いいたしますのは、平成25年度就学援

	助の申し出がありました９人で、いずれも新規の申し出であります。 具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、いずれも準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者４人、保護者の職業が不安定な世帯の者５人となっております。 提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
学校教育課副参事	それでは、内容について、私の方からご説明申し上げます。 今回の申請は小学生７人、中学生２人の計９人でございます。 資料は、１ページから２ページが申請者一覧表、３ページから３３ページまでが申出書と所得関係等資料、３４ページが生活保護費等計算書で、いずれも両面印刷となっております。 よろしいでしょうか。 「よろしい」との声あり。 申請者一覧表の項目は、左から、№、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。 それでは、申請者一覧表にもとづき、№１から順次、ご説明申し上げます。
教育委員長	ただ今、御協議第３５号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第３５号「平成２５年度就学援助について」は、一部修正し承認することに決しました。
教育委員長	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。
(秘密会を解く)	
教育委員長	他に何かございますか。
教育委員長	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会７月定例会を閉会といたします。 午後３時５３分閉会

会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 3 番委員 _____ 5 番委員 _____